

第5期までの振り返りと第6期のテーマの確認

1 第6期において想定される方向性

- ・文化政策部会において、令和 9 年度より、文化芸術推進基本計画（第 3 期）の議論が開始される予定。
- ・この文化芸術推進基本計画に盛り込むことに向け、第 6 期文化経済部会では、第 5 期で取りまとめた「日本文化振興のための文化と経済の好循環の推進（論点整理）」を基本に、今後の予算要求や具体的な施策への落とし込みが可能な事項を中心に議論を進め、年度内に最終報告案を取りまとめる。
- ・文化芸術基本法第 2 条（基本理念）10 項には、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られる」ことが特筆されている。
- ・同時に、第 36 条には、「政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする」ことも法的に定められている。
- ・他方、文化芸術の範囲に関し、現状では「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術」とされ、工芸、ファッション、建築等の本部会で文化芸術の中心的なジャンルとしてきたものが明示的には含まれていない。メディア芸術に関しても、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」とされ、本部会の議論で文化芸術に含まれるべきとされた放送が含まれていない。本部会は、これらの工芸、ファッション、建築、放送等の分野を含めて文化芸術振興が図られるべきであると考えている。
- ・そして、文化芸術推進基本計画（第 1 期）では、「文化芸術の『多様な価値』、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に『活用・好循環させ』、『文化芸術立国』を実現すること」が標榜されていた。ここで言われた「活用・好循環」を、本部会ではこれまで「第一の循環」と「第二の循環」の連動という仕方でより構造的に把握してきた。
- ・また、同推進基本計画（第 1 期）では、「文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者 3 等の関係者相互の連携及び協働が重要」であり、そのために「政府において文化庁の機

能強化について検討が進められる」ことが明記された。

- ・さらに、「国や地方の財政が厳しい中、公的財政による支援のみではなく、社会全体の取組が必要であり、企業等の民間事業者及び個人からの寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保すること」が重要とされていた。本部会の議論は、このような第1期から出ていた方向性を深化させるものである。
- ・文化芸術推進基本計画（第1期）では、文化芸術基本法の第2条10項に対応する仕方で、「各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等に地域の資源として効果的な投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につながるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献する」と記されている。
- ・同計画（第2期）でも、「文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽……文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する市場の育成等」の必要性が強調されてきた。
- ・同計画（第1期）では、地域の文化芸術振興の具体的な戦略として、「全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成する」ことが目指されていた。同計画（第2期）でも、「文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力ある地域」を形成することが強調されている。
- ・さらに、文化芸術推進基本計画（第1期）では、「文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館における学芸員や劇場、音楽堂等、文化芸術団体の各種専門職員等、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備えた人材、多様で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である」ことも特筆されていた。
- ・以上からわかるように、本部会のこれまでの議論は、改正後の文化芸術基本法や、第1期、第2期の文化芸術推進基本計画で目指されてきた方向を構造的に把

握し、その発展・深化を図るものであった。本年度の部会では、これまでの基本法や推進基本計画の流れを踏まえつつ、本部会の議論の政策展開を目指す。

2 第5期の論点整理で描かれた方向性

- ・ 日本文化は国際的に高い評価を獲得し、文化関連の市場は拡大している。映像、アニメ、ゲーム、音楽、出版等を含む日本のコンテンツ産業の市場規模は約 15 兆円を超えた。観光産業の市場規模は約 34 兆円、スポーツ産業は約 10 兆円である。これらに教育産業 や放送産業 の各約 3 兆円、アートの約 0.1 兆円を加えれば、日本の文化産業の市場規模は自動車関連産業とほぼ肩を並べる。文化は、日本の産業力の大きな支柱であり、今後、さらなる拡大が想定されるのである。
- ・ 他方、日本の文化産業に対する国際的な評価は、ソフトパワーとして世界の中での日本の地位や評価に直結する影響を及ぼしていく。したがって、これらの文化関連産業を育成し、国際展開することは、その文化的な意義だけでなく、経済面でも、文化外交的な国際政治の面でも、きわめて価値が大きい。
- ・ しかし、タテ割り行政も一因となり、全体的に把握されない状態が続いている。文化関連の諸分野をカバーした統計がきわめて未整備であり、観光やスポーツ、教育、放送、食文化等を含めた俯瞰的把握ができていないのである。この課題の解決は、今後の日本の成長と成熟にとって不可欠である。
- ・ 文化と経済の好循環を実現するためには、「第1の循環」の強化策として、文化芸術活動を支える人的基盤や組織基盤の強化、助成制度の戦略的整備に加え、文化芸術団体やその活動の特質や目的に応じた多様な財源確保に向けた取組（寄附税制の活用による民間資金の文化基盤への投入、複合的なファイナンスによる投資の仕組みや信託制度の充実等を含む）、建築や街並みの積極的な活用による地域文化拠点の活性化、財務や法務、労務、デジタル技術に関する伴走支援体制、既存分野の垣根を超えたクリエイターやプロデューサーの流動性の促進を通じ、文化活動の土壌を風通しの良い、豊かなものにする総合的施策が必要である。
- ・ 他方、「第2の循環」を活性化するためには、国内市場の拡大に加え、日本のコンテンツ産業や食文化、観光資源のグローバルなプレゼンスを高め、同時に日本文化への理解をさらに深める取組が重要である。そしてそのためには、グローバル市場を前提とした新たなメディア戦略や価値付けについての有効な戦略を組み立て直さなければならない。もちろん、これは単に市場を海外に求めるだけでなく、日本文化を統合的にブランド化し、異なる文化領域が互いに相乗効果を生むような仕組みづくりが不可欠なことを意味する。また、デジタル技術やプラット

フォームを活用し、価値創出・流通の効率化と可視化を図ることも、「第2の循環」の加速につながる。

- ・さらに、「第1の循環」と「第2の循環」の橋渡しとして、文化芸術団体や個人に関する統合データベースや評価指標の整備、産業統計の高度化、多領域横断型の文化振興戦略の策定等が実現されるべきである。とりわけここにおいて、文化芸術団体や個人の活動に関するデータ整備は決定的に重要で、文化芸術活動の規模や資金の流れ、担い手の活動状況、文化施設の運営状態等々が随時正確に、かつ継続的に把握されているデータ基盤が整備されなければならない。
- ・今後、最重要の課題の1つは、文化芸術団体・機関の資金の多様化・複合化である。日本の文化芸術分野は、公的助成への依存が高く、寄附やスポンサー、投資といった民間資金の流入が限定的である。これは、同じ文化関連分野の中でも観光やメディア、食文化、スポーツといった分野との壁を崩し難いものになっている。今後、公的資金と民間資金が複合することで文化芸術分野全体の財務的基盤をより拡充していく方策が探られなければならない。
- ・本部会ではこれまで、官民のリスク分担を図るブレンデッド・ファイナンスの導入や、文化芸術のインパクト評価の客観性を担保したインパクト投資、地方自治体と文化芸術団体が連携した企業版ふるさと納税の活用などの資金調達の方法が議論されてきた。文化芸術団体やその活動の特質や目的に応じて、これらの様々な方法を複合的に使うことで文化芸術団体により安定的な資金が循環するようになる基盤づくりが必要である。
- ・文化と経済の好循環にとって寄附の仕組みは極めて重要である。寄附制度、税制優遇制度の見直しと大幅な拡充、それら制度の運用改善、寄附等を行う者と受ける者とのマッチングの促進、顕彰や特典など寄附や資金拠出をエンカレッジする仕組みの構築等を戦略的に進めていくことが重要である。特に、寄附税制の見直しをいかに進めるかが重要な論点である。控除率の拡大や手続きの簡素化、対象範囲の拡大など、寄附を促すための検討が求められる。企業の文化投資を促す税制のあり方や、基金形成を支える制度の導入も議論の対象となり得る。さらに、税制や金融上の仕組と文化芸術政策を戦略的に連動させ、税制優遇や公共的なファイナンスの効果を検証する体制を整備することも論点となる。
- ・文化芸術の自律的かつ持続的な発展を実現するためには、補助金制度や事業支援スキームの見直しにとどまらず、それらを担い、支え、つないでいく「人的基盤」の抜本的強化が不可欠である。とりわけ、アーツカウンシル機能の強化と、それを支える人材の多様化、財務、法務、労務、デジタル技術を軸とする伴走支

援などの効果的支援策は集中的に議論してきた課題である。

- ・文化芸術分野の多くの団体では、創作活動に加えて、経営、広報、法務、財務、資金調達、データ活用などの複合的な専門性が求められるが、そうした機能を内部に備えることは難しい。そのため、文化芸術団体の運営を財務や法務、労務、デジタル技術等の側面からプロフェッショナルにサポートする伴走支援体制の重要性が指摘されてきた。とりわけ重要なのは、資金面での助言やサポートと組織のマネジメントに関するサポートを相乗的に連動させることである。これは、一般のコンサルタントや金融機関では難しく、文化芸術の各専門分野の状況を熟知した上で、アドバイス、サポートのできる人材を充てる必要がある。
- ・現代の文化芸術創造の現場では、デザイン、ファッション、工芸、建築、映像、放送、マンガ、アニメ・特撮など、複数の文化領域が相互に影響し合いながら新たな表現や価値を生み出している。美術館をはじめとするアートの拠点を特定のジャンルに閉じさせるのではなく、文化諸領域を横断する場として理解し直す必要がある。すなわちそれらの施設では、「対象ジャンルの多様化」、「組織の多様化・多角化」、「収入構造の多角化」の3つの多様化・多角化の実現が求められる。
- ・古来より、我が国において名建築は種々存在しているものの、最近では近現代の名建築の取り壊しも見られる。建築文化の振興に向けて、文化財を含む建築物・まち並みの保存と活用を両立させるための制度設計や資金調達の仕組み、運営を担う人材の確保・育成が重要である。その際、観光や地域振興、開かれた学びの場づくりと結び付けて捉える横断的な視点が不可欠である。
- ・日本文化の新たな価値づけとグローバル展開を実現するには、日本文化全体を統合的に捉えるブランディング戦略や価値づけの基盤となるデータの整備等が不可欠である。現状において、日本の文化芸術は海外で一定の評価を獲得しているものの、その多くは欧米を中心とした既存の価値基準や市場構造の中で位置づけられている。工芸品で言えば、海外で注目を集める機会は増えているが、芸術作品としての価値と商品としての価値の整理やデータの整備、海外への発信が不十分であり、価格形成や持続的な市場構築に結びつけられていない。
- ・日本文化は、伝統芸能や美術、工芸といった狭義の文化芸術から食文化、ファッション、観光、生活文化、放送に至るまで、多層的で広がりのある魅力を有している。しかし現状では、各分野が個別に振興されており、日本文化全体としての一貫したブランド戦略を国際社会に向けて展開しているとは言い難い。
- ・今日、文化関連のデータが管轄組織ごとに分散していることが文化芸術振興の

大きな障害となっている。またそもそも個々の団体の情報すら断片的にしかデータ化されておらず、その団体が活動してきた期間を通じた継続的な把握もできていない。演劇、音楽、美術、建築、映画、放送、工芸、デザイン、ファッションといった異なる分野をまたぐ横断的なデータ整備は手つかずの状態である。今後、データの統合化への第一歩として、文化芸術団体の助成金や助成団体、採択事業、人材情報等の統合的なデータベース化がまず進められなければならない。

3 第6期において御議論いただきたいテーマ・スケジュール(案)

- ・第6期においては、最終報告の取りまとめに向けて、下記のスケジュールを想定。
- ・第2回及び第3回は、今後の予算要求や具体的な施策への落とし込みが可能な事項を念頭に、各回の議論のテーマを設定し、委員発表及び質疑応答を実施。
- ・第4回及び第5回は、最終報告の議論と取りまとめを実施。

○各回の議論のテーマ等

第2回(令和8年8月7日)

・テーマ:多様な資金調達モデルとグローバル市場での価値付け

ポイント:文化芸術団体への投資や寄附に関する実態に即した手法・要件、グローバル市場への展開・ブランディングの促進に関する手法や事例、分野横断型の取組の推進に向けた方策、文化領域に関する統計基盤の確立に向けた方策(必要なデータ項目や調査体制等)、官民や省庁等を横断した海外発信体制 など

※このほか、文化庁からクリエイター等支援基金(文化芸術活動基盤強化基金)に係る報告を実施

第3回(令和8年10月頃予定)

・テーマ(案):国のアーツカウンシル機能及び伴走型支援とデータ整備の手順

ポイント:アーツカウンシル機能に必要な体制・データ基盤、文化領域に関する統計基盤の確立に向けた方策(必要なデータ項目や調査体制等) など

※このほか、独立行政法人日本芸術文化振興会より、業務の実績に関する報告を実施(予定)

第4回(令和8年11~12月頃予定)

・最終報告(素案)に関する議論

※このほか、建築文化ワーキンググループからの報告(予定)

第5回(令和9年1月頃予定)

・最終報告(案)に関する議論

※審議状況に応じて、年度内の追加開催も想定。